

富山県情報公開審査会答申概要（答申第 76 号）

○件名	令和 3 年 4 月 21 日に富山労働基準監督署から県に労働安全衛生法第 45 条違反による是正勧告が出されたことに対する懲戒処分の検討及び処分がかかる一切の資料の非開示決定処分に係る審査請求事案
○開示請求年月日	令和 4 年 3 月 14 日
○実施機関の決定日	令和 4 年 3 月 22 日
○実施機関（担当室課）	富山県知事（経営管理部人事課）
○決定内容	非開示決定
○非開示理由	該当する公文書を保有していないため
○審査請求年月日	令和 4 年 3 月 28 日
○審査請求の内容	請求内容に従った対象資料の未公開分の開示を求める
○質問年月日	令和 4 年 7 月 5 日
○答申年月日	令和 5 年 7 月 3 日
○争点	対象文書の存否
○審査会の判断	

第 1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定処分（令和 4 年 3 月 22 日付け人第 277 号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和 4 年 3 月 14 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

令和 3 年 4 月 21 日に富山労働基準監督署から県（農林水産総合技術センター）に労働安全衛生法第 45 条違反による是正勧告が出されたことに対する懲戒処分の検討及び処分がかかる一切の資料

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第 11 条第 2 項の規定により本件処分を行った。

開示しない理由

実施機関は、対象公文書を保有していないことを理由として、本件処分を行った。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 4 年 3 月 28 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を

行った。

第3 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

本件審査請求については、実施機関において懲戒処分等の検討が行われたか否かが問われており、検討が行われたのであれば、その検討の経緯や結果に関する公文書の有無が争点となるものである。

当審査会において、富山県経営管理部人事課（以下「人事課」という。）の職員に対し、意見聴取を行ったところ、「人事課では、令和3年4月21日付のは正勧告に關し、本件審査請求によりは正勧告があった事実を把握したため、農林水産部に當該は正勧告の内容及びその後のは正対応について確認し、報告を受けた。そのうえで、今回の事案は、具体的な県民への被害や公務の支障が生じていないこと、勧告内容については速やかに対応し、改善されていることを鑑みて、懲戒処分の指針に基づく懲戒処分等に該当する案件には該当しないこと、知事への報告を行う案件ではないと判断したことから、審査請求人が開示を求める懲戒処分等の検討は行っておらず、当該判断を行った公文書は作成していない」とのことであった。この点につき、審査請求人が開示を求める資料が作成されたと認められる事情はうかがえなかった。

よって、審査請求人が開示を求める当該資料は作成されたとは認められないことから、本件開示請求に係る公文書を保有していないことを理由に非開示とした実施機関の判断に不合理な点は認められない。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第4 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和4年7月5日	実施機関から諮問書を受理
令和5年5月10日 (第190回審査会)	<ul style="list-style-type: none">・ 諒問事案の概要説明・ 審査請求人からの意見陳述・ 実施機関からの意見聴取・ 審議
令和5年6月30日 (第191回審査会)	審議

令和5年7月3日

答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
大 原 弘 之	弁護士	
神 山 智 美	富山大学経済学部教授	会 長
中 村 正 美	富山市社会福祉協議会専務理事	
西 田 隆 文	富山県商工会議所連合会常任理事	